

魚沼市教育大綱

令和 3 年 4 月
新潟 県 魚 沼 市

1 策定の趣旨

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が、平成 27 年 4 月 1 日に施行され、地方公共団体の長と教育委員会との連携の強化を目的とした「総合教育会議」を設けることとされています。この法律の中では、「総合教育会議」での協議を経て、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を、首長が「教育大綱」として定めることとなります。（地方教育行政法第 1 条の 3 に規定）

このことを受けて、魚沼市では平成 28 年 4 月 1 日に「魚沼市教育大綱」を策定しました。期間は 5 年間で令和 3 年 3 月 31 日に終期を迎えるため、「魚沼市総合計画」の後期基本計画の改定に併せ、計画との整合性を図る見直しを行い、新たに策定したものです。

2 大綱の位置づけ

基本的な概要は、市の最上位計画である「魚沼市総合計画」に基づくものとし、教育行政の基本理念となる「魚沼市子育てビジョン」を根幹とし、市が目標とする将来像「人が集い、学び、支えあうまち魚沼」の実現のため、市長部局と教育委員会が一体となって取り組んでいきます。

3 大綱の期間

この大綱が対象とする期間は、第 2 次総合計画との整合性を図るため、後期基本計画期間の令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。

4 基本目標と指針

基本目標

私たちが育む学びのまちづくり

「総合計画」で定める教育・文化の基本目標です。

誰もが学び交流する場所づくりを推進するとともに、楽しく有意義に継続できる生涯学習、スポーツや芸術文化活動の環境整備を推進し、質の高い学びのまちづくりをすすめます。

基本指針

魚沼大好き よく遊び よく学べ

「子育てビジョン」で定める子育てに関する施策の基本となる指針です。

ふるさと魚沼の自然や人的・文化的資源などの「ふるさと力」を生かし、家庭、地域、園、学校が目標や理念を分かち合い、協力し合って、乳幼児から青年前期に至るまでの一貫した子育てと教育指針のもと、ふるさとを愛し、心豊かに、たくましく生きる子を育てます。

5 基本施策《5つの施策》

- ・基本目標を実現するため、5つの基本施策を設定します。
- ・基本施策ごとの方向性と主要な施策は、次のとおりです。

施策1 乳幼児期の教育の充実

基本的な生活習慣を身につけ、人と関わり、共に育ちあえる教育を推進するため、家庭や地域が楽しくあたたかい雰囲気の中で、子どもを育てることができる環境を充実させます。

【主要施策】

1 明るくのびのびとした子育て

- (1) 家庭・地域・園が一体となり、社会全体で子育てを支えていく機運を醸成し、明るくのびのびとした子育てができるよう支援し、思いやりや挑戦の心を育むとともに、規則正しい生活のリズム、基本的な生活習慣の獲得をめざします。
- (2) 人と自然と関わり、遊びを通して多くの体験から、好奇心や社会性のある子どもに育つよう支援します。

2 乳幼児教育の仕組みづくり

- (1) 乳幼児期の相談支援、子育てサークル支援、親子の交流の場の提供などを行い、子どもの個々の発達に即した支援に努めます。
- (2) 園と学校が連携し、情報共有することによって、切れ目のない支援と保育・教育の質の向上を図ります。

3 子育て環境の整備

- (1) 園と学校、放課後児童クラブの連携と地域との関わりを深め、情報共有することで切れ目のない支援に努めます。また、保育園や放課後児童クラブの民営化等を含めた施設整備について検討をすすめます。
- (2) 各年代における子育てニーズの多様化や少子化などの社会情勢の変化に応じ、地域の子育て人材の育成と民間活力の導入による持続可能な子育て環境の整備をすすめます。
- (3) 子育ての駅については、安全安心で、自由に利用できる子育て支援施設としての環境づくりをすすめます。

施策2 市民が参加する学校づくりの推進

自ら考え、自ら学ぶ、創造力にあふれた人間性豊かでたくましい子どもを育てるため、生きる力を育む教育を推進します。また、市民が参加し世代を超えて交流する地域に開かれた学校づくりと学校施設の環境整備をします。

【主要施策】

1 自然や文化を活用し生きる力を育む教育の推進

- (1) 「ふるさと力」を生かし、家庭、地域、学校が目標を共有しながら、子どもを育てる教育環境を整備します。
- (2) 親和的な学級づくりや自然環境学習への支援などにより、基礎学力の定着と体験活動を重視した教育活動の実践を推進します。
- (3) 地球規模で考え、足元から行動するグローバル人材育成の取り組みをすすめます。

2 市民が参加し世代を超えて交流する地域に開かれた学校づくり

- (1) 全ての小中学校へコミュニティ・スクールの導入や教育ボランティア活動等の充実を図り、保護者や地域の意見を反映できる学校の運営をすすめます。
- (2) 幼保小中高の連携や外部との相互交流を推進し、地域の伝統文化に親しみながら、社会を生き抜く力を育みます。
- (3) 子どもたちのより良い教育環境を構築するため、地域と連携しながら将来を見据えた適正な通学区域の再構築に取り組みます。

3 安全・安心な学校施設の整備

- (1) 老朽化対策、大規模改修による施設整備をすすめ、学校施設の長寿命化を図ります。
- (2) ICT機器の整備と有効活用など教育の情報化対応により、新たな社会に応じた学習環境を整備します。
- (3) 子どもたちが快適に学ぶことができる、安全・安心な学校施設の整備をすすめます。

施策3 生涯学び続ける仕組みの充実

子どもから高齢者までの社会参加や生涯学習を支援し、誰でも、いつでも学べ、学習成果を生かすことができる仕組みづくりをすすめ、充実させます。あわせて、社会教育施設の効率的・効果的な活用を図ります。

【主要施策】

1 誰でも、いつでも学べ、学習成果を生かす仕組みの充実

- (1) 子どもから高齢者までの生涯学習活動を支援し、多様な交流の促進や学習成果を発表する機会の充実を図ります。
- (2) 豊かな自然環境をはじめとする地域資源を活用した学習機会の提供や地域の人材発掘を推進します。
- (3) 生涯学習関係団体との事業連携を推進し、インターネットや広報誌などを活用した学習情報の提供に努めます。

2 生涯学習推進体制の充実

- (1) 市民主体の活動や学校・保育園等の活動支援体制を充実させ、生涯学習の普及を促進します。
- (2) 行政各分野との連携を強化し、様々なテーマや幅広い学習内容の提供による推進体制の充実を図ります。
- (3) 多様化する市民ニーズに対応するため、指導者の育成や発掘をすすめます。

3 効率的・効果的な施設運営

- (1) 社会教育施設の改修や施設整備により長寿命化を図るとともに、公共施設再編整備計画にあわせ計画的な施設管理を進めます。
- (2) 効果的な活用と利用しやすい施設運営について検証し、必要により運営体制の見直しや機能強化等に取り組みます。

施策4 潤いのある地域文化や芸術の振興と創造

多くの市民が文化芸術活動に親しみ、交流の輪が広がるような取り組みを行い、歴史・伝統を大切にして、地域に根ざした文化のまちをつくります。

【主要施策】

1 芸術・文化活動の促進

- (1) 多様な芸術文化に触れる機会を充実させ、芸術文化を支える人材の育成と活動支援を行います。
- (2) 次世代の担い手である子どもたちを育成する文化体験の場を拡充します。
- (3) 市民が文化芸術に広く関わっていくため、教育・商工観光・福祉など各種団体と連携を深め、新しい文化活動を創出します。

2 地域文化の振興と発信

- (1) 家庭・地域・学校が連携し、伝統的生活文化に触れる機会を創出し、地域文化活動を促進します。
- (2) ふるさと伝統文化を継承し活用するために、子どもたちの地域文化活動への参加を促進します。
- (3) 国内外の都市・団体などと連携を図りながら文化交流を行い、あわせて地域文化活動の振興と情報の発信を図ります。

3 文化財の保護と活用

- (1) 市内に存在する文化財や、市が保有する文化財を地域資源として広く公開するため、施設整備をすすめます。
- (2) 子どもたちが文化財に接する機会や、市民が学ぶ機会を積極的に設け、文化財の有効な活用を図り、郷土の歴史・文化に関する認識を深める取り組みを行います。
- (3) 市民全体で文化財を保護・継承し、発信していく意識を高める取り組みを行います。

施策5 楽しく質の高いスポーツ・レクリエーションの振興

誰でも楽しく参加できるスポーツや自然に親しむ活動などを推進します。夢に向かってスポーツに取り組める体制の整備をすすめ、質の高い活動をめざし、関係団体との連携や環境を充実させます。

【主要施策】

1 誰でも楽しく健康づくりができる活動の推進

- (1) 誰もが生涯にわたって主体的にスポーツに参加し、楽しく生きがいができるようなスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- (2) 子ども達の体力向上と運動習慣の定着を図るため、スポーツへの関心を高めて体を動かすことの楽しさや喜びを味わうことができる環境づくりをすすめます。
- (3) 市民が自主的に楽しく健康づくりができるような取り組みを推進し、健康増進とともにスポーツの参加機会の拡充と運動実施率の向上に繋がります。

2 スポーツ活動推進のための体制強化

- (1) 夢を持ち競技に向かうアスリートを育成する体制を整備し、年齢を問わず競技を継続できるシステムづくりと競技力向上への取り組みを推進します。
- (2) スポーツに挑戦していく方々や関係者への支援を充実させるため、各スポーツ団体と連携・協働しながら、各組織の自立と体制強化を推進します。
- (3) スポーツを「する」「観る」「支える」方々や組織が、お互いに支え合うスポーツ界の好循環を創出するために、市民がそれぞれの立場から主体的にスポーツに関わり、自主的にスポーツ活動を支え連携していくシステムづくりを推進します。

3 スポーツにおける広域連携の推進

- (1) 様々なスポーツに接する機会の拡充、スポーツの普及、推進、競技力向上を図るため、近隣市町と連携した取り組みを推進します。
- (2) 人口減や施設の老朽化等による再編整備などを念頭に置き、既存施設の活用を図りながら、施設整備や相互利用などの広域的な連携策を検討します。

新潟県魚沼市小出島 910 番地
魚沼市長

【魚沼市 総務政策部 秘書広報課】
電話 025-792-1494 FAX 025-792-9500

【魚沼市教育委員会事務局 学校教育課】
電話 025-793-7452 FAX 025-792-1261

[http : www.city.uonuma.niigata.jp](http://www.city.uonuma.niigata.jp)